

安全衛生経費の確保の検討にあたっての論点

安全衛生経費の確保の検討の流れ

現状・課題

- ・これまで、国土交通省・厚生労働省では、安全衛生経費の確保のため、元請・下請間における安全衛生経費の負担者の明確化、見積書・契約書における内訳明示の取組等を推進してきた。安全衛生経費の内訳明示について、安全衛生経費を確保しやすくなる、専門工事業者の安全意識の向上につながる等の声がある。
- ・その一方で、実際は、労働災害防止対策のための措置を詳細に特定するのが難しいため、元請による安全衛生経費の負担区分の明確化が進まず、内訳明示の取組が進んでいない現状もある。
- ・元請・下請ともに、安全衛生経費の内訳明示を促進させるためには、「標準的な安全衛生経費の項目・積算方法の普及」が必要と考えており、まずは、安全衛生経費の項目・積算方法を定めることが必要。
- ・また、民間発注者からは、安全衛生経費を内訳明示することについて、発注金額の増加を懸念していることについて留意することが必要。

検討の流れ

- これまでの取組や調査結果の共有
- 安全衛生経費の定義付け【論点①】
- 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策【論点②】
- 民間発注者等の理解を得るための方策【論点③】

本日ご議論いただきたいこと

論点の整理

安全衛生経費の実態調査

実態調査結果を踏まえた施策の検討

安全衛生経費の確保の検討にあたっての論点①

①安全衛生経費の定義付け

(現状・課題)

- 労働安全衛生法令においては、労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、当該対策に要する経費(安全衛生経費)は元請・下請が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとしてきた。
- 一方、専門工事業からは安全衛生経費の定義付けについて以下意見があった。
 - ・労働安全衛生法令に定められた項目だけでは、それ以上の安全対策を実施する必要は無いとのメッセージになる可能性。
 - ・安全衛生経費の定義に少しでも合わない項目は、対象外とみなされるため、安全衛生経費の項目は細かすぎない方がいい。



(論点の整理)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。
- 専門工事業の意見を踏まえ、当該安全衛生経費の中に「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」として作成することについてどう考えるか。
- 建設業労働災害防止協会が作成した安全衛生経費の項目(資料3-2)を活用することができるが、項目を大括りにしてもよいのではないか。(例えばヘルメット、安全帯等は保護具類にまとめるなど)

※建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

安全衛生経費の確保の検討にあたっての論点②③

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(現状・課題)

- これまで、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示する取組を進めてきたところ。
- 安全衛生経費の積算方法は様々であり、その経費も労務関係の単価、各工種の単価、経費に含まれるなど、安全衛生経費の内訳明示をしていない企業が多い。
- 労務費から率を掛けて算出できる法定福利費と異なり、積算方法が複雑。
- 積算方法を抜本的に変更することは望まないといった意見も多数ある。



(考え方の整理)

- 関連する施策としては、社会保険の加入対策の取組があるが、社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等について、検討することが必要ではないか。
- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

③ 民間発注者等の理解を得るための方策

(現状・課題)

- 安全衛生経費を内訳明示させる場合、ディベロッパー等の民間発注者側にとっては、発注金額の増加につながることを懸念している。また、知識・ノウハウが不足していることも多い。
(H28年度厚労省委託事業調査より)



- 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

(1)元請・下請

調査対象:建設業許可業者から無作為に抽出

調査方法:アンケート調査(アンケート結果を踏まえ一部の企業に対してヒアリングも実施)

調査項目:(1)企業の概要

企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地

(2)見積書及び契約書における安全衛生経費の明示の実態

直近の一現場における安全衛生経費の積算方法、明示の有無、明示の具体的な方法

(3)安全衛生経費の明示における課題

安全衛生経費項目案を明示できるかどうか、課題

等

(2)発注者

調査対象:関係団体を通じて民間発注者を抽出

調査方法:アンケート調査(アンケート結果を踏まえ一部の企業に対してヒアリングも実施)

調査項目:(1)企業の概要

企業の規模、主な工事(土木、建築)、本社所在地

(2)安全衛生経費の確保に対する意見

安全衛生経費の項目案、安全衛生経費の明示方法

(3)安全衛生経費の確保について施工企業に求めるもの

等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の概要

1. 目的

- 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮することを規定。

3. 労働災害防止計画

- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

4. 安全衛生管理体制

- 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員会等の設置を義務付け。

5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。
 - ・ 危険防止措置や健康障害防止措置
 - ・ 健康保持増進措置
 - ・ リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等
- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

6. その他

- 労働基準監督官等による監督等

建設業の安全対策

労働安全衛生法での建設業の安全対策

労働安全衛生法	発注者	施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮等			
	元請事業者	元請・下請事業者の労働者の混在作業による労働災害を防止するための連絡調整、指導、設備・機械等の安全確保			
	事業者 (下請事業者)	有資格者・作業主任者 ^{※1} の配置 (就業制限等)	特別教育 ^{※2} 等 安全教育	高所作業の安全対策	工事の計画の届出
				建設機械等の安全対策	
				掘削作業等の安全対策	
			工事用仮設物の安全対策		
国	労働基準監督官等による監督等				

第13次労働災害防止計画^{※3}での重点対策

※1 移動式クレーン運転士免許、足場の組立等作業主任者 等
 ※2 ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 等

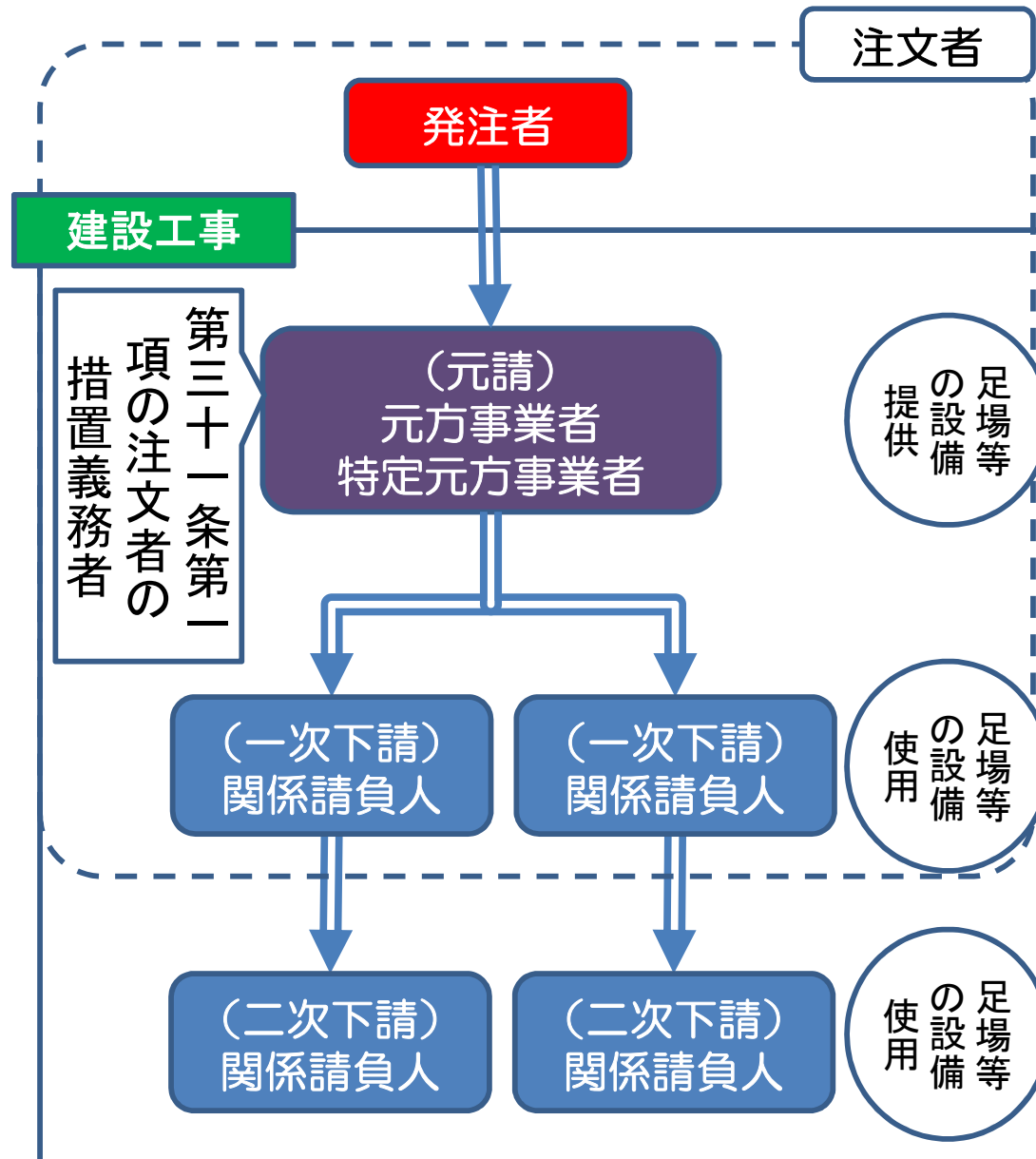
- 墜落・転落災害防止対策 墜落転落災害防止対策の充実強化、フルハーネス型等、適切な墜落制止用器具の使用の徹底
- オパワ施設工事における対策 安全衛生対策協議会を通じた労働災害防止対策の徹底
- 解体工事対策 解体工事の安全対策、アスベストばく露防止対策
- 建設職人基本法に基づく対策 一人親方等に対する安全衛生教育の実施、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上支援等

※3 労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が定める5カ年計画。第13次の計画は平成30年度から平成34年度まで

建設工事現場の労働災害防止対策の実施者について①

労働安全衛生法上の建設工事現場における労働災害防止対策の実施者は次のとおり。

事業者	事業を行う者で、労働者を使用するもの(第2条第3号)
元方事業者	事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもののうち、最も先次の請負契約における注文者(第15条第1項)
特定元方事業者	元方事業者のうち建設業などに属する事業を行う者(第15条第1項)
注文者	建設工事では、右図の注文者がある ※第31条第1項の注文者の措置義務者 建設業などに属する事業の仕事自ら行う注文者であって、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させる者



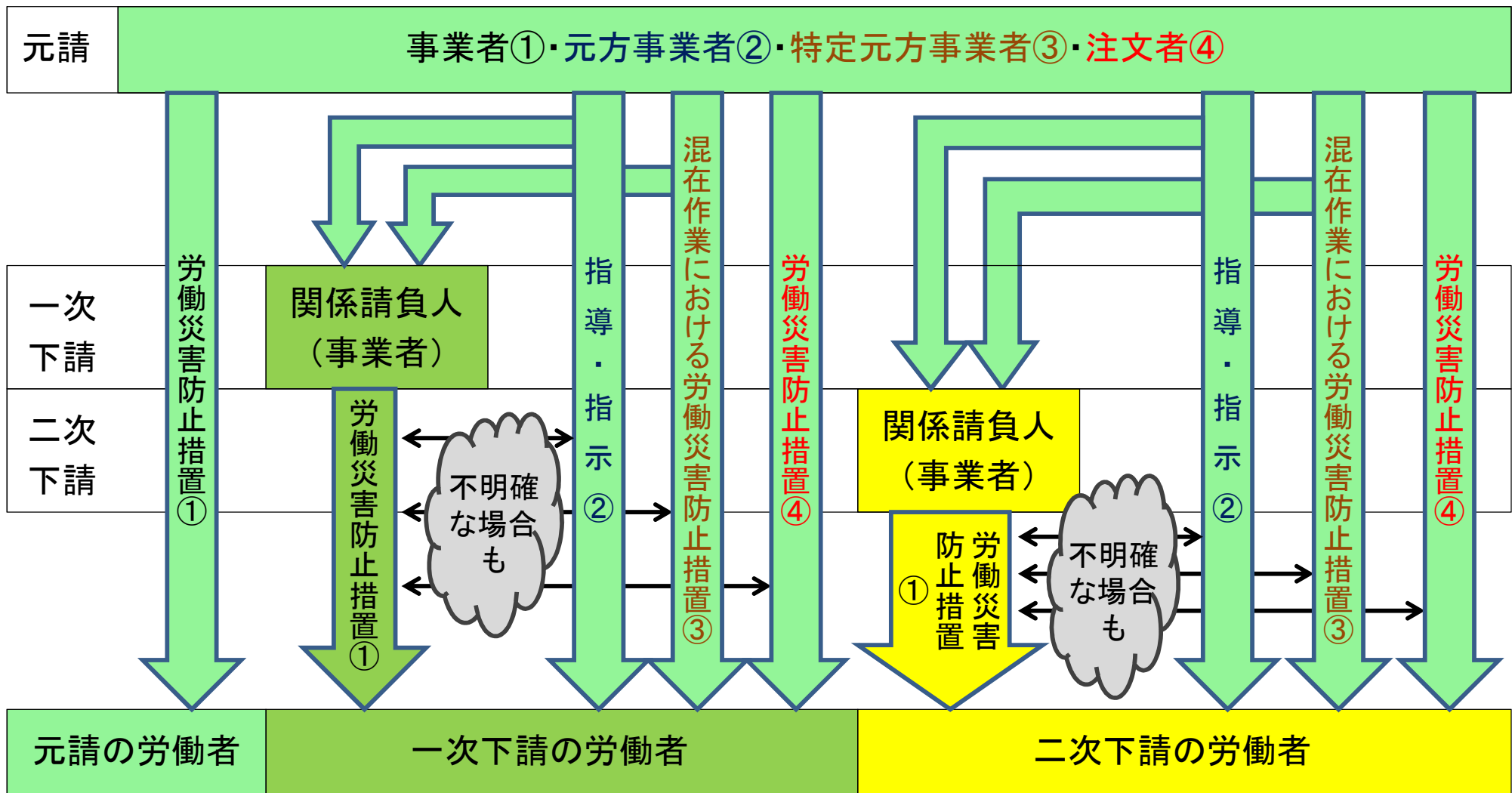
建設工事現場の労働災害防止対策の実施者について②

労働安全衛生法では、建設工事現場における労働災害防止のため、元請負人及び下請負人のそれぞれに対して、事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者の立場に応じた労働災害防止対策を講ずることを義務づけている(主な規定は次のとおり)。

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第20条)	危険時退避措置 (第25条)	定期自主検査 (第45条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第21条)	救護措置 (第25条の2)	就業制限 (第61条)
	健康障害防止措置 (第22条)	雇入れ時教育 (第59条第1項)	作業環境測定 (第65条)
	作業場の衛生環境整備 (第23条)	特別教育 (第59条第3項)	一般健康診断 (第66条第1項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第24条)	職長等教育 (第60条)	特殊健康診断 (第66条第2項)
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第29条)	危険な場所における危険防止措置 (第29条の2)	危険時退避措置 (第30の3条)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第30条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第31条)	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第31条の3)	違法な指示の禁止 (第31条の4)

建設工事現場の労働災害防止対策の実施について

建設工事現場では、発注者から直接工事を受注した元請負人は、4つの立場(事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者)に応じた労働災害防止対策を求められており、関係請負人が事業者として求められる労働災害防止対策との関係が不明確になりやすく、適切な労働災害防止対策が実施されなくなるおそれがあるとともに、負担する経費に関して、後日、紛争に発展する場合がある。



○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の請負契約の原則)

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二～八 (略)

九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十～十四 (略)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(不当な使用資材等の購入強制の禁止)

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

建設業法の規定

(発注者に対する勧告)

第十九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第一項に規定する事業者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第一項に規定する事業者)に該当するものを除く。)が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 (略)

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(抄)

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

入契法・品確法の規定

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(抄)

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(抄)

(基本理念)

第三条

1～7 (略)

8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

11 (略)

入契法・品確法の規定

(発注者の責務)

第七条 公共工事の発注者(以下「発注者」という。)発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二～四 (略)

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 (略)

2～3 (略)

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す**ことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～)
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7～)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4～)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
 - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9)

7. その他

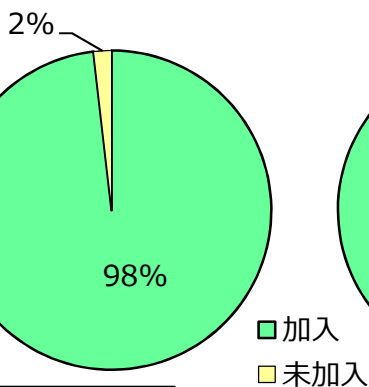
- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7～)
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7～)
 - ・「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1)

社会保険加入状況調査結果について

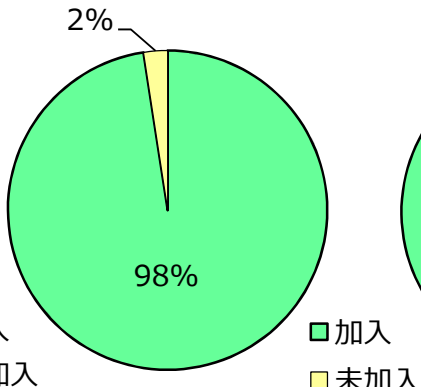
- 公共事業労務費調査（平成29年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**健康保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.4%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では91%** [対前年度比+7.1%]、**健康保険では89%** [対前年度比+8.3%]、**厚生年金保険では86%** [対前年度比+8.3%] となっています。

企業別

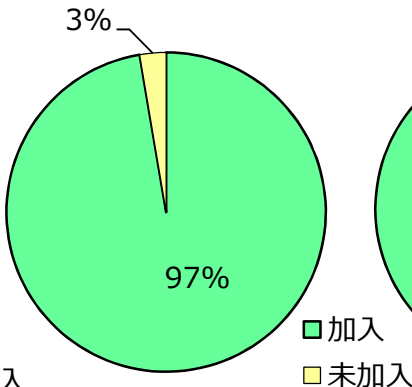
<雇用保険>



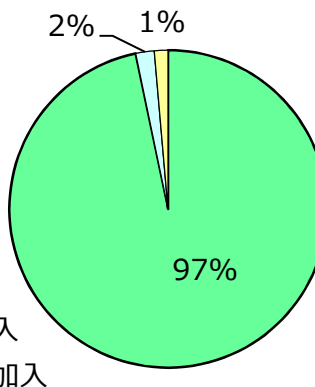
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

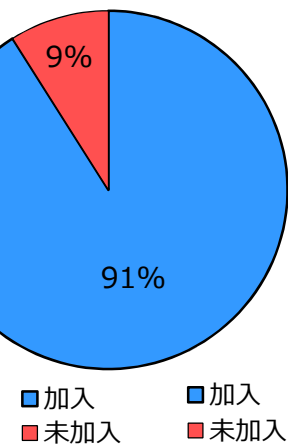


企業別・3保険別加入割合の推移

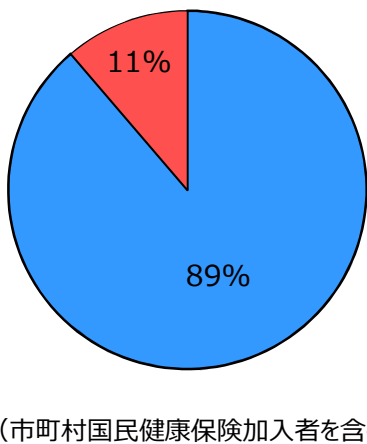
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%

労働者別

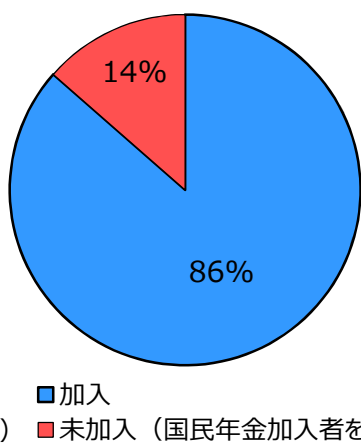
<雇用保険>



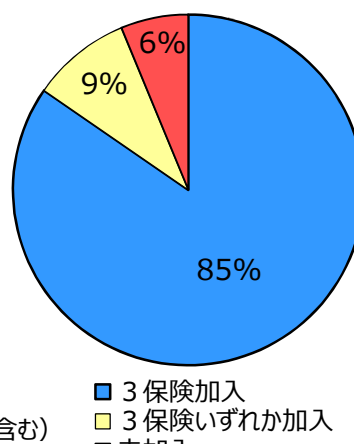
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

社会保険加入対策の今後の取組の方向性

- 平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇。
- 一方、未だ社会保険に加入していない企業が存在。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、社会保険加入を促進する取組が必要。
- 平成30年度以降2年間において、以下の方向性に基づき、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施。

1. 地域における優良な取組事例の共有

- 社会保険加入推進地域会議の全国展開
 - ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国展開
 - ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配布し、対外的なPRを支援

2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- 建設キャリアアップシステムの活用
 - ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の加入状況等の簡易な把握が可能となることから、システムの活用方法等について関係者間で検討
 - ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- 未加入企業の更なる「見える化」
 - ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を「見える化」

3. 未加入企業への対策の強化

- 建設業許可業者からの未加入企業の排除
 - ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとすべく、建設業法改正を検討
- 民間工事や地方公共団体工事における対策強化
 - ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間約款の改正（加入企業に限定する規定を創設）の検討
 - ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

4. 法定福利費の確保の取組の強化

- 実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡らせるための施策の検討・実施
- 立入検査の継続
 - ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

5. 継続的な実態把握

- 社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況について、引き続き実態調査を実施

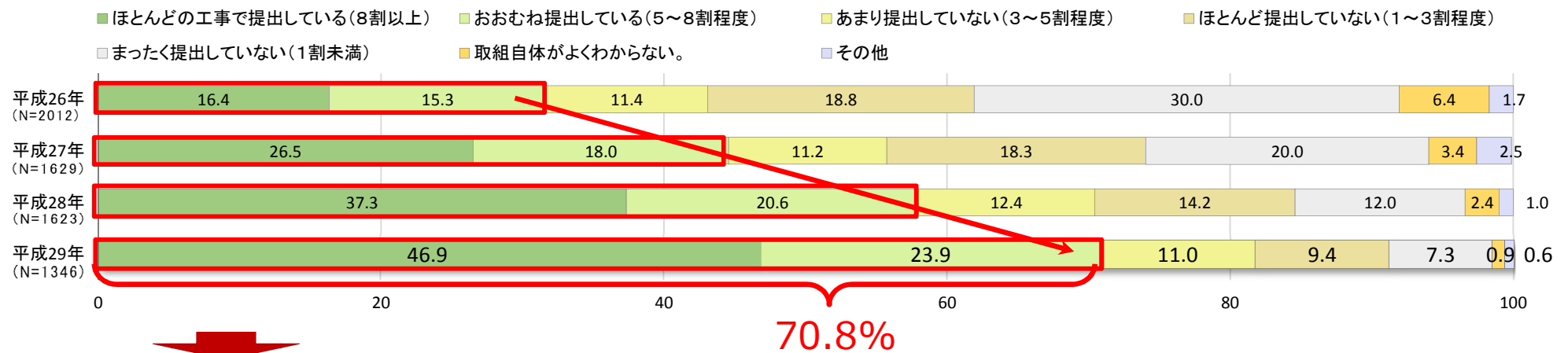
6. その他

- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

- 建設業社会保険推進連絡協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成26年からアンケート調査を実施。
- 平成29年に実施した調査では、下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約7割で、昨年から約1.3ポイント増加。
- また、見積書を提出した結果、昨年から約1ポイント増の約5.5%が「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額を支払われる契約となった」と回答。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>



<標準見積書を提出した結果（下請企業への質問）>

